

【参考 1】

直接請求に必要な選挙権を有する者の数について

- 1 条例の制定又は改廃の請求（地自法第74条第1項）及び監査の請求（地自法第75条第1項）に必要な署名者数

県における選挙人名簿登録者総数の50分の1は、17,105人である。

- 2 議会の解散の請求（地自法第76条第1項）、議員の解職の請求（地自法第80条第1項）、長の解職の請求（地自法第81条第1項）、主要公務員（副知事、選管委員、監査委員、公安委員）の解職の請求（地自法第86条第1項）、教育委員会の委員の解職の請求（地教行法第8条第1項）に必要な署名者数

(1) 県における選挙人名簿登録者総数のうち、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、206,907人である。

(2) 県議会議員の各選挙区における選挙人名簿登録者総数の3分の1は、

中 新 川 郡 選 挙 区	13,248人
下 新 川 郡 選 挙 区	9,496人
富 山 市 第 1 選 挙 区	88,155人
富 山 市 第 2 選 挙 区	25,450人
高 岡 市 選 挙 区	46,133人
魚 津 市 選 挙 区	11,159人
氷 見 市 選 挙 区	12,298人
滑 川 市 選 挙 区	9,056人
黒 部 市 選 挙 区	11,158人
砺 波 市 選 挙 区	13,128人
小 矢 部 市 選 挙 区	7,877人
南 砺 市 選 挙 区	13,151人
射 水 市 選 挙 区	24,738人